

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年6月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 4件

脱退手当金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500232号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600017号

第1 結論

請求者のA事業所における平成16年8月2日の標準賞与額を13万7,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行した否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日
② 平成16年12月1日

A事業所が加入するB厚生年金基金から、請求期間①及び②の賞与について、同基金の記録と国の記録が相違しているというお知らせが届いた。A事業所から請求期間①及び②に賞与が支給されていたのに、国の年金記録がない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金が保管する請求期間①及び②(以下「両請求期間」という。)に支給された賞与に係る加入員賞与標準給与支払届(以下「賞与支払届」という。)により、請求者は、両請求期間において、事業主から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求者と同職種の複数の同僚から提出された賞与明細書の写しにより、当該複数の同僚は、両請求期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、両請求期間においてA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求者の両請求期間に係る標準賞与額については、賞与支払届に記載されている賞与額及び複数の同僚から提出された賞与明細書の記載内容から、請求期間①は13万7,000円、請求期間②は10万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る両請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、両請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600026号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600018号

第1 結論

請求者のA事業所における平成15年6月6日の標準賞与額を50万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月6日

年金記録を確認したところ、A事業所から支給された請求期間の賞与が記録されていない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の回答により、請求者は、同事業所から平成15年6月6日に50万5,108円の賞与の支払を受け、当該賞与から50万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年6月6日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関

連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600027号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600019号

第1 結論

請求者のA事業所における平成15年6月6日の標準賞与額を27万2,000円、平成15年12月8日の標準賞与額を50万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月6日及び平成15年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月6日及び平成15年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月6日
② 平成15年12月8日

年金記録を確認したところ、A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与が記録されていない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の回答により、請求者は、同事業所から、請求期間①は27万2,800円、請求期間②は50万4,829円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①は27万2,000円、請求期間②は50万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、両請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600002号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600021号

第1 結論

請求者のA事業所における平成15年6月6日の標準賞与額を28万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月6日

A事業所から支給された賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳及び請求者が所持する預金通帳により、請求者は、当該事業所から平成15年6月6日に28万6,556円の賞与の支払を受け、当該賞与から28万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年6月6日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関

連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500230号

厚生局事案番号 : 北海道(脱)第1600001号

第1 結論

昭和36年2月27日から昭和46年1月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年2月27日から昭和46年1月21日まで

支給済期間 : ① 昭和36年2月27日から昭和38年2月10日
② 昭和38年4月1日から昭和38年11月16日
③ 昭和39年4月1日から昭和40年8月1日
④ 昭和40年10月27日から昭和46年1月21日

年金記録によると、請求期間について、脱退手当金が支給と記録されているが、脱退手当金の申請をした記憶はなく、受給した記憶もないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金被保険者期間(以下「厚年期間」という。)をその計算の基礎とするものであるところ、支給済期間②及び③の間にある厚年期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念することは考え難い上、未請求となっている厚年期間と支給済期間である4回の厚年期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、請求者は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から約5か月後に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500246号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600006号

第1 結論

平成3年10月から平成8年7月までの請求期間、平成9年3月から平成10年3月までの請求期間及び平成14年2月から平成15年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年10月から平成8年7月まで
② 平成9年3月から平成10年3月まで
③ 平成14年2月から平成15年12月まで

請求期間①、②及び③はそれぞれ服役していた。服役期間中は国民年金保険料を納付することは不可能であり、保険料は全額免除になるものと考えていたことから、出所後にその都度、A市B区役所又は同市C区役所で保険料の全額免除の申請を行っていた。年金記録では、請求期間①、②及び③について、保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者は、国民年金保険料の免除申請についていずれも出所後に行ったと主張しているが、当該請求期間当時、保険料の免除の適用を受けるためには、服役期間中であるか否かにかかわらず、毎年度、あらかじめ免除申請を行う必要があった上、当該申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いになっていたところ、請求者は、これまでに当該通知を受け取ったことは一度もないとしていることから、請求者の主張は当時の取扱いと符号しない。

また、請求者が免除申請を行ったとするA市は、平成6年以降システム登録して

いる国民年金保険料の免除申請の受付台帳において、請求者に係る受付記録はない旨回答しており、請求者が免除申請を行った形跡は見当たらない。

さらに、請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成9年5月6日に付番されており、請求者は、当該付番時点において、20歳到達時に遡って初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前に請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間①当時において国民年金に未加入であり、制度上、請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかつたものと判断できる。

加えて、請求期間②及び③について、当該請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③について、国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500240号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月

A事業所には、非常勤職員として勤務していたが、当該事業所から支給された賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された「加給金の支給事務について」によると、請求期間当時、非常勤職員に対する6月の加給金(賞与)の支給対象者は、支給基準日である6月1日に在籍し、かつ、同日までに1月以上の勤務実績がある者と規定されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、請求者の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、平成15年5月12日であることが確認できる上、当該事業所は、「請求者は、平成15年5月12日から任用しており、同年6月の加給金の支給対象とはならない。また、非常勤職員に支給した加給金については、個人別の加給金チェックリストを作成しているが、請求者については、同年6月に加給金を支給した記録が無いことから、請求者に対し、請求期間の加給金は支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

また、請求者は、請求期間の賞与に係る支払明細書等の資料を所持していない上、金融機関から提供された請求期間当時の給与等振込口座に係る普通預金口座別残

高表によると、請求期間の賞与と考えられる入金額は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。